

(別紙1)

## 補助対象経費

第5に定める補助対象経費は、次の費目ごとに整理するものとする。

### 1 第3のIに掲げる事業に取り組む場合の補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	リース助成	本事業を実施するために直接必要な、別記1の第1に規定する農業機械等のリース料助成の経費	

### 2 第3のI～IIの事業に共通する補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・取得価格が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上とするが、該当する設備備品を扱っている販売者が2社以下の場合はこの限りでない。)やカタログ等を添付すること。</li><li>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体が善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li><li>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理について契約を交わすこと。</li></ul>
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	

通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代等の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	・コピー使用料については、支援単価の設定根拠となる単価表等を添付すること。
資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般的に定期購読されているものは除く。
原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の加工や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
機械・器具費	本事業を実施するために直接必要な機械及び器具の導入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上とするが、該当する設備備品を扱っている販売者が2社以下の場合はこの限りでない。)やカタログ等を添付すること。</li> <li>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体が善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>・当該機械・器具を別の者に使用させる場合は、使用・管理について契約を交わすこと。</li> </ul>
調査・分析費	本事業を実施するために直接必要な調査・分析に係る経費	
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間（補助事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。</li> <li>・ なお、少額とは3万円未満と</li> </ul>

		<p>期間内) 又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CD-ROM等の少額な記録媒体</li> <li>・ 試験等に用いる少額な器具等</li> </ul>	<p>する。</p>
旅費	委員旅費	<p>本事業を実施するために直接必要な会議への出席や技術指導等を行うための旅費として、事業実施主体から依頼を受けたものに支払う経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出単価等の設定根拠となる旅費規程（又は準用する規定）を添付すること。</li> <li>・ 旅費の依頼・命令簿等により本事業の実施に必要な旅行であることを明らかにすること。</li> <li>・ 旅行行程等を記載した旅費請求書等（旅費の必要経費がわかる資料）を整備すること。</li> </ul>
	調査旅費	<p>本事業を実施するために直接事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等の実施に必要な経費</p>	
謝金		<p>本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 事業実施主体の構成員に対する謝金は認められない。</li> </ul>
役務費		<p>本事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、加工等を専ら行う経費</p>	
雑役務費	手数料	<p>本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料等</p>	
	印紙費	<p>本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼</p>	

	付する印紙の経費	
--	----------	--

- 3 委託費の中に賃金が含まれている場合、「補助金等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に定めるところにより取り扱うものとする。
  
- 4 上記に定める経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルにあっては認めないものとする。